

令和 6年 3月 27日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き
(第4.1版)」について

平素は、本会事業に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添の通り、日本医師会から通知がありました。

特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4版)については、令和5年4月5日付日医発第16号(健Ⅱ)(※令和5年4月11日付府医通知)において、ご連絡したところ
です。

特定健康診査等については、「保険者が社会保険診療報酬支払基金等に随時提出する特定健康診査等情報について」の一部改正について(令和5年7月31日付け保発0731第2号厚生労働省保険局長通知)等において、随時中性脂肪の取り扱い等を変更することとされ、また、「特定健診・保健指導に係るオンライン資格確認(資格確認限定型)の導入等について(周知)」(令和6年1月31日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室・医療費適正化対策推進室事務連絡)において、受診券・利用券に記載の資格情報の確認を行う方法等について示されました。

これを踏まえ、今般、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」を改訂したとして、別添のとおり厚生労働省保険局から関係団体宛に周知方協力依頼がありました。

手引きにつきましては、厚生労働省のホームページ(下記URL参照)に公表されましたので、ご連絡申し上げます。

本件につきまして、貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

【厚生労働省ホームページ】

・「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.1版)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html

事務局：大阪府医師会地域医療1課 (TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875)